

陳情に対する各会派の意見表明

〔自由民主党〕

陳情第 113 号子供と職員の人権を守るための予算を大幅に増やし、自治体の責任で安全・安心な保育の実現を求める陳情については、予算第 1 号議案を承認することから不採択とします。

陳情第 114 号 4 月からの市バス路線廃止や変更の見直しを求める陳情については、予算第 16 号議案を承認することから不採択とします。

陳情第 115 号市バス 33 系統の廃止に関する陳情については、予算第 16 号議案を承認することから不採択とします。

〔日本維新の会〕

日本維新の会神戸市議員団は、陳情第 113 号、114 号、115 号について、いずれも不採択とします。

〔公明党〕

公明党神戸市議員団は、陳情第 113 号「子供と職員の人権を守るための予算を大幅に増やし、自治体の責任で安全・安心な保育の実現を求める陳情」については、すでに神戸市としても処遇改善・職員の配置基準の改善には努めており、国に引き続き要望していくとの当局の説明を了とすること及び予算第 1 号議案を承認することから不採択といたします。

次に、陳情第 114 号「4 月からの市バス路線廃止や変更の見直しを求める陳情」、陳情第 115 号「市バス 33 系統の廃止に関する陳情」の 2 件について意見表明いたします。

まず両陳情に共通する背景、課題について意見を申し上げます。

既存のバス路線の廃止は市民の皆さまにご不便をおかけすることになり、まことに苦慮するところです。

しかし、乗客数の減少、燃料費等の諸経費の増加、そして特に深刻な運転士の不足などにより、現状の路線・運行本数を維持していくことは、運賃の値上げ、市民の税による財政支援をしてもなお困難な状況にあります。これを放置すれば市バス事業全体の存続を危うくすることは明らかです。

すなわち市バス事業全体を守るため、採算性の観点はじめ路線沿線住民の交通環境をつぶさに検証した上で、いわゆるダウンサイジングを図ることはやむを得ないところです。

具体的に申し上げますと、33 系統の乗客数は令和 5 年度の実績で 1 便あたり平均約 13

人で恒常的な赤字状態にあります。また、運行経路のうち西岡本地域を除くほとんどの区間が他の路線と重複しており、31 系統から 38 系統へ乗り継ぐことで、当該 33 系統の路線をほぼカバーでき、駅までの移動手段としても利用可能であることから、廃止方針を了とするものです。

また、19 系統に関しては同区間を運行する 39 系統と全体で見直すことにより乗客の移動需要を考慮した計画となっていることからこれも了としているところであり、したがって陳情第 114 号については不採択とするものです。

ただ、陳情第 115 号の陳情者の主張には耳を傾ける点があります。

陳情者は自身が 33 系統の利用者ですがその廃止を知らなかった。

当局は東灘区全体の自治連絡協議会、婦人会への説明を行ったとしていますが、肝心の同路線利用者、沿線住民に理解を求める積極的な取り組みを行ったとはいえませんが、厳しい経営環境にあるバス事業の継続には市民理解が必須です。路線の改廃については市民に積極的に説明に努め、理解を求める姿勢こそが市バス事業を守ること、市民の足を守ることにつながります。

その意味で予算に賛成する立場故、一事不再議の原則から陳情第 115 号は不採択となるものの当局の反省と改善を強く求めます。

【日本共産党】

陳情第 113 号は、子どもと職員の人権を守るための予算を大幅に増やし、自治体の責任で安全・安心な保育の実現を求めるものです。1 歳児の配置基準を 5 対 1 にし、神戸市独自の予算をつけることは、他都市でも行われており、早急に実施すべきです。採択を求めます。

陳情第 114 号は、4 月からの市バス路線廃止や変更の見直しを求めるものです。市バス 33 系統の廃止を見直し、また 19 系統は現状通りの便数とし減便をしないことが求められます。交通局は、市民の生活を無視したバスの路線やダイヤの変更をするべきではありません。採択を求めます。

陳情第 115 号も市バス 33 系統に関する陳情です。陳情項目のうち廃止ではなく、次善の策（赤字路線への割増運賃導入、朝夕の便を残して日中の便を減らす等）を検討することは必要ないと考えますが、市バス 33 系統の路線廃止を延期し、路線の存続について利用者と十分な対話をおこなうことを求める陳情の趣旨から採択を求めます。

【こうべ未来】

陳情第 113 号『子供と職員の人権を守るための予算を大幅に増やし、自治体の責任で安全・安心な保育の実現を求める陳情』については、予算を承認するため、「不採択」を主張します。

陳情第 114 号『4 月からの市バス路線廃止や変更の見直しを求める陳情』陳情第

115 号『市バス 33 系統の廃止に関する陳情』については、市営交通事業は独立採算制を原則としており、昨今の厳しい経営環境については議会審議において明らかになっています。一方、あらゆる経費節減を行いながら市内全域の市バス路線を守るべく、需要に応じたルート設定やダイヤ編成などに取り組むことについて、会派として一定理解しています。陳情にある、沿線市民に対する説明不足については、当局に対し引き続き丁寧に説明を行うことを求め、その他、当局の説明を了とし、予算を承認するため、「不採択」を主張します。

【つなぐ】

陳情第 113 号子供と職員の人権を守るための予算を大幅に増やし、自治体の責任で安全・安心な保育の実現を求める陳情については、保育環境の充実が少子化対策にもつながるとの視点で採択です。

陳情第 114 号 4 月からの市バス路線廃止や変更の見直しを求める陳情については、予算第 16 号議案令和 7 年度神戸市自動車事業会計予算に賛成したため不採択です。

陳情第 115 号市バス 33 系統の廃止に関する陳情については、延期や存続、次善の策の検討など市民との対話を求めるもので採択です。

【新しい自民党】

以下の理由より、陳情第 113 号及び第 114 号については「不採択」を、陳情第 115 号については「採択」を主張する。

理由

陳情第 113 号については、保育士の確保に向けた職員配置基準等の改善は、国の責任により全自治体で実施すべきものであり、市独自の予算においては「6 つのいいね」などの支援策の拡充を優先すべきと考えるため「不採択」。

陳情第 114 号については、陳情者の「市民の生活を見殺した、バスの路線やダイヤの変更」をなくすべきとの訴えには賛同するものの、今般の 19 系統の便数調整は、需要の現状を鑑みるに概ね妥当なものであると考えられるため「不採択」。

陳情第 115 号については、33 系統は市民生活に欠かせない重要な路線であるにもかかわらず、33 系統の実際の利用者へのヒアリングを欠いているなど、手続きに瑕疵があったとする主張に賛同する。

また陳情事項についても、「廃止の撤回」を求めるのではなく、「廃止の延期」「利用者との十分な対話」「次善の策の検討」など、闇雲に当局の方針に反対するのではなく、当局に市民との対話を求めていることがうかがえる。

よって棄却すべき理由が見当たらないため「採択」を主張する。

わが会派は予算案自体には賛成しているが、予算内で十分対応可能な内容であるため、当局に置かれては予算の範囲内で本陳情に誠実に対応するよう求める。

〔平野（章）委員〕

陳情第 113 号、114 号、115 号、いずれも不採択とします。

〔上原委員〕

陳情第 113 号「子供と職員の人権を守るための予算を大幅に増やし、自治体の責任で安全・安心な保育の実現を求める陳情」について、国の責任により自治体で行われる事業であり、1 歳児の保育を 5 対 1 にする要望は、国において 1 歳児の配置基準が、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間、加速化プラン期間中の早期具体化を進めるとされていること、また、保育士確保に向けて、配置基準改善に必要な財源を確保するとともに、加算要件を緩和するよう、引き続き国に対して要望するとの当局の取り組みを了としまして、不採択とします。

陳情第 114 号「4 月からの市バス路線廃止や変更の見直しを求める陳情」及び陳情第 115 号「市バス 33 系統の廃止に関する陳情」について、市バス 33 系統は運行ルートの殆どの区間が、他の市バス路線と重複し、最寄りの鉄道駅までの移動手段が存在すること、また、ほぼ全区間が鉄道と並行していること、朝夕含めて従前から十分な利用が無かった状況、一方で市バス 19 系統については需要に応じた見直しとのことから、今後の市バス路線廃止や変更については、決定プロセスが利用者に理解を得られる様丁寧に行うことを要望して、いずれも不採択と致します。

〔村上委員〕

陳情第 113 号については、課題意識については共有するものの、基本的には国において対処すべきものであり、当局も重ねて要望をおこなうという姿勢を了として、不採択といたします。

陳情第 114 号及び第 115 号については、困難な市バスの経営状況の中では、当該バス路線の赤字状況や需要等の状況を鑑みると路線変更はやむを得ない、という当局の説明について了として、不採択といたします。